

## 2023 年 4 月 サステナビリティ基準アドバイザリー・フォーラム (SSAF) 会議報告

### I. 概要

- 初回のサステナビリティ基準アドバイザリー・フォーラム (SSAF) 会議が、2023 年 4 月 17 日にドイツ (フランクフルト) で開催された<sup>1</sup>。SSAF 会議の主な内容は次のとおりである。

### 2023 年 4 月 SSAF 会議出席メンバー (SSAF メンバー)

組織名	出席メンバー
パン・アフリカ会計士連盟 (PAFA)	Lebogang Senne
ブラジルサステナビリティ報告委員会 (CBPS)	Vania Borgerth
カナダサステナビリティ基準審議会 (CSSB)	Lisa French
ラテンアメリカ会計基準設定主体グループ (GLASS)	Rocio Canat
メキシコ財務報告基準審議会 (CINIF)	Elsa Beatriz Garcia Bojorges
サステナビリティ基準委員会 (SSBJ)	川西委員長
中国財政部会計司 (MOF-ARD)	Dong Wang
韓国会計研究院 (KAI) 及び金融委員会 (FSC)	Han Yi
インド勅許会計士協会 (ICAI)	Priti Savla
サウジ勅許職業会計士協会 (SOCPA)	Wafa Al Nasrallah
エフラグ (EFRAG)	Patrick de Cambourg
スイス連邦財務省 (SIF)	Xenia Karametaxas
英国財務報告評議会 (FRC)	Mark Babington

### (ISSB 参加者)

Emmanuel Faber 議長 (SSAF の議長)、Sue Lloyd 副議長、Jingdong Hua 副議長、ISSB ボード・メンバー、担当スタッフ

### (オブザーバー)

米国証券取引委員会 (SEC)、欧州委員会 (EC)、グローバル・レポートинг・イニシアティブ (GRI)

<sup>1</sup> 一部の SSAF メンバーはウェブ会議で参加。

## 2023 年 4 月 SSAF 会議の議題

議題		予定時間	実際時間	参照ページ
1	イントロダクション及び覚書への署名	15 分	5 分	3
2	ISSB の作業に関するアップデート	45 分	60 分	3
3	アジェンダ協議－情報要請	60 分	60 分	5
4	アジェンダ協議－アウトリーチ計画	60 分	40 分	9
5	アジェンダ計画	30 分	10 分	11
6	ISSB と国際会計基準審議会 (IASB) のコネクティビティ	60 分	50 分	11

## 今後の日程(予定)

2023 年 7 月 24 日の週

## SSAF 会議への対応

2. 今回の SSAF 会議は、会議の数週間前に急遽開催が決定し、また、直近のサステナビリティ基準委員会（当委員会）の開催までにアジェンダ・ペーパーが公表されなかつたため、当委員会事務局において、発言案等の検討を行った。

## II. イントロダクション及び覚書への署名

### 議題の概要

3. 本セッションでは、参加者が自己紹介を行った上で、ISSB の担当スタッフから SSAF の目的及び今後のプロセスについて説明された。
4. 覚書（アジェンダ・ペーパー1）に示された SSAF の目的は、次のとおりである。
  - (1) IFRS 財団及び ISSB の目的を支援し、公益に資するよう、高品質で理解可能な、執行可能な、国際的に認められた IFRS サステナビリティ開示基準の開発に貢献すること。IFRS サステナビリティ開示基準は、資本市場の情報ニーズを満たし、各法域の要求事項との相互運用可能性（interoperability）を促進することをめざしている。
  - (2) 基準設定において関連する法域及び地域団体と ISSB との集合的な関係を公式かつ効率的に行うこと。それにより、ISSB の基準設定に関連する主要な技術的論点に関して各国及び各地域から寄せられる幅広いインプットを議論及び検討することを確保する。
  - (3) 基準設定上の論点に関する効果的な専門的議論を促進すること。これは、主に ISSB の作業計画上の論点に関するものであるが、ISSB の作業に大きな影響を与える他の論点を含む場合があり、高水準の専門的能力及び自国（自地域）について多くの知識を有する代表者により行われる。

### SSAF 会議での議論の概要

5. 参加者からの発言はなかった。

## III. ISSB の作業に関するアップデート

### 議題の概要

6. 本セッションでは、ISSB ボード・メンバーから、ISSB の作業に関する最新情報が提供され、SSAF メンバーによる質疑応答が行われた。

### SSAF 会議での議論の概要

7. 参加者からの主な発言は次のとおりである。

- (1) 「アドプロシヨン・ガイド」について確認したい。
- (2) ((1)の発言に関して) アドプロシヨン・ガイドは、ISSB の基準の適用を包括的かつ効率的に支援するために作成される予定である。各法域が企業の適用を促すためのメカニズム（企業の規模に応じた段階的導入など）について定めることを考えている。また、ガイダンスの共通の一式を提供することで、各法域における適用をより整合的なものとし、各法域が適用アプローチを説明することを支援できると考えている。  
(ISSB Lloyd 副議長)
- (3) ISSB 基準と欧州サステナビリティ報告基準（ESRS）の相互運用可能性（interoperability）の検討の現在の状況及び今後の予定を確認したい。
- (4) ((3)の発言に関して) ISSB 基準と ESRS で重要性（materiality）に関する考え方は異なるものの、整合性を高めるための議論を進めており、進展していると理解している。
- (5) ((3)の発言に関して) ISSB 基準のみで要求される事項、ESRS のみで要求される事項又は ISSB 基準と ESRS にて共通で要求される事項に区分した上で、共通で要求される事項について、それらの内容を整合させ、同じ用語を用いることで、整合性を高め、作成者による重複した報告を回避することに取り組んでいる。  
(ISSB Faber 議長、ISSB Lloyd 副議長)
- (6) 第一言語が英語ではなく、サステナビリティ報告になじみがない法域も存在する。そのような法域でのキャパシティ・ビルディングの一環として、ガイダンスの提供が重要である。ガイダンスが公表される時期について確認したい。
- (7) ((6)の発言に関して) 現地の機関とパートナーシップを締結し、翻訳を公表することを検討している。S1 基準<sup>2</sup>及び S2 基準の投票プロセスが終わり次第どのようなガイダンスがこれらの基準の適用に有用か検討する予定である。  
(ISSB Lloyd 副議長)
- (8) ((6)の発言に関して) 各法域との交流（interaction）が必要だと考えている。ガイダンスを最終化する前に、各法域がこれらについて意見を述べる機会を設けたいと考えている。適用ガイダンスとともに、キャパシティ・ビルディング及び教育を目的とした資料を提供したいと考えている。  
(ISSB Faber 議長)

<sup>2</sup> 本資料では、ISSB の公開草案「IFRS S1 号『サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項』」を「S1 基準案」といい、確定した基準を「S1 基準」という。また本資料では、ISSB の公開草案「IFRS S2 号『気候関連開示』」を「S2 基準案」といい、確定した基準を「S2 基準」という

- (9) 適用に関するサポート及びアウトリーチが充分になされていることを評価している。SMEs 向けの ISSB の基準を開発する予定はあるか。また、グローバル・ベースラインを不明瞭にしない (not obscured) という要求事項 (S1 基準案第 74 項) をどこまで求めるか。
- (10) ((9)の発言に関して) SMEs 向けの ISSB の基準の開発は、今後検討が必要だと考えている。確定基準において、不明瞭 (obscure) という用語の意味を明確化する予定である。(ISSB Lloyd 副議長)
- (11) 移行支援グループ (TIG) の目的等について確認したい。また、ISSB 基準と ESRS の調整表の公表時期について確認したい。
- (12) ((11)の発言に関して) TIG は、IASB の移行リソース・グループ (TRG) に相当するものであり、ISSB 基準の導入に深く関与する企業の参加を求めたいと考えている。ISSB 基準と ESRS の調整表については、調整のレベル (詳細さ) に関する議論している段階である。両者の確定基準が公表され次第、可能な限り早く公表したいと考えている。(ISSB Lloyd 副議長、ISSB 担当スタッフ)
- (13) S1 基準案及び S2 基準案の確定に際して、どのように公開草案に対するコメントを考慮したか確認したい。
- (14) ((13)の発言に関して) ISSB は、寄せられたコメントを考慮した上で、ISSB のボード会議にて再審議を行った。一般公開されているフィードバック・サマリーにおいて、コメントへの対応方法について説明している。(ISSB Lloyd 副議長)
- (15) 国際公会計基準委員会 (IPSASB) などの公共セクター向けの基準開発に関して、何らかの対応を行っているか。
- (16) ((15)の発言に関して) IPSASB は、IFRS 会計基準を基礎に公共セクター向けの会計基準を開発している。サステナビリティ開示基準についても、同様のアプローチを取り、ISSB 基準及び GRI スタンダードを基礎にした基準開発を検討しているとの理解である。(ISSB Lloyd 副議長)

## IV. アジェンダ協議－情報要請

### 議題の概要

8. ISSB は、ISSB の今後の作業計画についてのコメントを募集するため、アジェンダの優先度に関する公開協議を行う予定である。

9. 本セッションでは、ISSB の担当スタッフから、アジェンダの優先度に関する協議及び関連する情報要請についての概要が説明され、SSAF メンバーによる質疑応答が行われた。
10. 本セッションでは、SSAF メンバーに対して、次の事項についての意見が求められている。
  - (1) ISSB のアジェンダの優先度に関する協議及び関連する情報要請の内容について、コメント又は質問はあるか。
11. 情報要請では、次の事項についてのコメントが求められる予定である。
  - (1) ISSB の活動の戦略的方向性及びバランス
  - (2) 新たなプロジェクトの優先順位を評価するための規準
  - (3) 新たなリサーチ及び基準設定プロジェクトの優先順位、範囲及び構成

## SSAF 会議での議論の概要

12. 参加者からの主な発言は次のとおりである。

- (1) 情報要請において、ISSB のリソースを S1 基準及び S2 基準の導入と新たなプロジェクトにどのように配分するかについて説明する予定か。IASB のアジェンダ協議では、リソース配分の見積りについて説明がなされていると理解している。(SSBJ)
- (2) ((1)の発言に関して) IASB と同じようなアプローチを探るか検討したものの、ISSB は IASB のような過去の実績がないため、今回の情報要請ではリソース配分の見積りについて説明しない予定である。情報要請では、数値は示されないものの、実施予定の他の作業内容を説明し、相対的な優先順位についてコメントを求める予定である。(ISSB Lloyd 副議長、ISSB 担当スタッフ)
- (3) 枠組み (framing) に課題があると思われる。ISSB のリソースの 75%が S1 基準及び S2 基準の導入及び適用に、残りの 25%が他のプロジェクトに費やされることを前提としているように思われるものの、多くの利害関係者の理解は逆（リソースの 25%が S1 基準及び S2 基準の導入及び適用に費やされる）であるように思われる。また、新たなプロジェクトの優先順位を評価するための規準は有用であるものの、今後の ISSB の計画を理解するためにも、ISSB が次の作業領域をどのように識別するかに関するフレームワークの説明がなされることが望ましいと考える。なお、意思決定に有用な情報のパッケージを提供するという観点から、報告における統合プロジェクトは不可欠なものと考える。アジェンダ協議のコメント期間は 120 日間にすべきだと考える。

- (4) ((3)の発言に関して) ISSB は、気候を優先するものの、気候以外のトピックについても対応することが求められているとの理解である。情報要請の序文等で、S1 基準及び S2 基準の導入並びに関連するキャパシティ・ビルディングに関する作業が、情報要請で意見が求められる作業よりも先に行われる旨を伝える必要があると考える。(ISSB Faber 議長)
- (5) 基準の完全性を確保することが大事だと考える。S1 基準のみでは、気候関連以外の重要性がある (material) サステナビリティ関連財務情報を開示することが難しいという意見も聞かれるため、トピック別基準が適時に開発されるべきだと考える。また、基準の体系について明確に示されるべきだと考える。SASB スタンダードが ISSB 基準にどのように取り込まれるかについて、利害関係者と議論することが必要だと考える。生物多様性は、インパクト・マテリアリティの観点を考慮することになると考えられることから、ISSB がダブル・マテリアリティのアプローチを採用しているとの誤解を招かないようにすべきだと考える。
- (6) ((5)の発言に関して) トピック別基準と報告における統合プロジェクトのどちらを優先すべきかについての意見を情報要請から得たいと考えている。産業別基準についても、情報要請を通じて、利害関係者の意見を確認したいと考えている。(ISSB 担当スタッフ)
- (7) 情報要請で提示されていないトピック (4 つのトピック以外) について、どの程度焦点を当てる予定か。
- (8) ((7)の発言に関して) 一定の規準に基づき、さまざまなトピックの相対的な優先順位を検討した結果、情報要請で提示する 4 つのトピックに絞った。すべてのニーズに対応することは難しく、トレードオフを考慮する必要はあるものの、情報要請で、利害関係者の考えを確認したいと考えており、情報要請において寄せられたコメントの内容を考慮して、他のトピックにどの程度焦点を当てるかを検討することになると考えられる。投資家の情報ニーズにどのように関連性があるかを示す証拠が提供されることが望ましいと考える。(ISSB Lloyd 副議長、ISSB ボード・メンバー、ISSB 担当スタッフ)
- (9) 報告における統合プロジェクトでは、財務諸表とサステナビリティ関連財務開示のコネクティビティを取り扱う予定か。サステナビリティ報告の概念フレームワークが定められていない段階では、これらのコネクティビティが報告における統合プロジェクトで取扱われるべきだと考える。

- (10) ((9)の発言に関して) 報告における統合プロジェクトは、財務諸表とサステナビリティ関連財務開示の統合に、より焦点を当てている。財務諸表とサステナビリティ関連財務開示のコネクティビティは、すべてのプロジェクトで検討されることになる。また、すでに、S1 基準案及びS2 基準案において、これらのコネクティビティについて多くのことが達成されたと考えている。(ISSB 担当スタッフ)
- (11) 「既存の ISSB 基準の的を絞った拡充のリサーチ」は、適用後レビュー (PIR) のようなものを考えているのか。
- (12) ((11)の発言に関して) 「既存の ISSB 基準の的を絞った拡充のリサーチ」のプロセスは、水、生物多様性、公正な移行など、気候に関する S2 基準を補完するための事項について検討される予定である。情報要請において、PIR に関するコメントを求めるることは予定していない。(ISSB Lloyd 副議長)
- (13) 人的資本と人権は、相互に密接に関連するものだと理解している、これらをどのように区分して、情報要請を行う予定か。
- (14) ((13)の発言に関して) 人的資本と人権が相互に密接に関連している点は認識している。人的資本は自己の従業員、人権はバリュー・チェーン及びコミュニティへのインパクトという観点から説明を行う予定である。(ISSB 担当スタッフ)
- (15) 今後 2 年間で ISSB のキャパシティは拡大される予定か。
- (16) ((15)の発言に関して) 基準設定に関するキャパシティのレベルは、IASB と同様で適切なレベルだと理解している。キャパシティ・ビルディング、導入サポートなどについては、他の機関と直接又はパートナーシップを設けて協働したいと考えている。(ISSB Lloyd 副議長)
- (17) サステナビリティに関する経験がある人材は、労働市場でのニーズが高いと考えられるものの、どのようにスタッフを維持することを考えているか。
- (18) ((17)の発言に関して) 基準設定の初期段階に関与できる点及び異なる観点を得られる点を考慮すると、ISSB での勤務は魅力的なものだと考えている。また、人材が流動することは、必ずしも悪いこととは考えていない。(ISSB Lloyd 副議長)

## V. アジェンダ協議ーアウトリーチ計画

### 議題の概要

13. 本セッションでは、ISSB の担当スタッフから、アジェンダの優先度に関する協議及び関連する情報要請についてのアウトリーチ計画が説明され、SSAF メンバーによる質疑応答が行われた。
14. 本セッションでは、SSAF メンバーに対して、次の事項についての意見が求められている。
  - (1) ISSB スタッフの暫定的なアウトリーチ計画についてコメントはあるか。
  - (2) ISSB はどのような種類のアウトリーチ活動を行うべきか。
  - (3) SSAF メンバーは、ISSB のアウトリーチ活動をどのように支援できるか。
  - (4) ISSB は、SSAF メンバーのアウトリーチをどのように支援できるか。

### SSAF 会議での議論の概要

15. 参加者からの主な発言は次のとおりである。

- (1) ISSB と共同でアウトリーチに取り組みたいと考えている。会計基準に関して、企業会計基準委員会 (ASBJ) と IASB は有用なプロトコルを構築している。サステナビリティ開示基準に関しても、SSBJ と ISSB の間で同じようなプロセスを設けたいと考えている。 (SSBJ)
  - (2) ISSB はシングル・マテリアリティのアプローチを適用していると理解しているが、「市民社会」をアウトリーチの対象に含めた理由について確認したい。また、グローバル及び地域における ESG 格付機関をアウトリーチの対象に含めることが望ましいと考える。
  - (3) ((2)の発言に関して) ESG 格付機関をアウトリーチの対象に含めるかについては今後検討したい。市民社会からのフィードバックには、投資家の意思決定に関連性がある内容 (移行リスク及び風評リスクに関するもの) もあったため、フィルターを設けずに幅広く意見を聞くこととしている。 (ISSB Lloyd 副議長)
  - (4) 学者による研究で関連性があるものも存在すると考えられる。どのサステナビリティ領域に焦点を当てるべきかを検討する上でも、これらの研究を確認することが有用ではないか。

- (5) 政府のネットワーク、地域の証券取引所など、さまざまな利害関係者に対してアウトリーチ等を行うことができると考えられる。
- (6) サステナビリティ関連財務開示に関する政治的な意識が不足している地域もあると考えられるため、政治的な意識のレベルを上げることが必要だと考えている。
- (7) 我々の法域は、昨年大企業に対して金融安定理事会による気候関連財務開示タスクフォース（TCFD）提言に基づく報告を義務付けることを決定した。我々の法域における開示要求は、ダブル・マテリアリティの概念に基づいているものの、グローバル・ベースラインである ISSB の基準と整合性を確保したいと考えている。また、自然と気候は密接に関連しており、自然関連リスク（特に生物多様性）は、金融の安定及びマクロ経済に重大な影響を与えることが考えられるため、自然に焦点を当てることを支持する。さらに、自然関連財務開示タスクフォース（TNFD）フレームワークを支持している。TNFD フレームワークは、自然に関する開示のグローバル・ベースラインとして適切だと考えられるため、ISSB が将来 TNFD と協働することを推奨する。
- (8) ISSB の基準開発では、ゼロから始めるのではなく、既存のフレームワークを基礎にしているとのことだが、GRI 及び EFRAG 以外の機関とはどのように交流しているか。
- (9) ((8)の発言に関して) 情報要請において、各トピックについて関連する既存のフレームワーク等の資料を列挙し、これらについての意見も求めることとしている。  
(ISSB Lloyd 副議長)
- (10) 相互運用可能性（interoperability）の観点から、ISSB が将来開発する気候関連以外の基準も重要だと考えている。
- (11) 情報要請は 2 年を対象としているが、2 年後以降に ISSB が取り組むと考えられる領域を示唆することで、利害関係者がそれらの領域に注意を払うことができるようになるのではないか。

## VI. アジェンダ計画

### 議題の概要

16. 本セッションでは、ISSB 担当スタッフから、SSAF の今後のアジェンダ計画について説明され、SSAF メンバーによる質疑応答が行われた。

### SSAF 会議での議論の概要

17. 参加者からの主な発言は次のとおりである。

- (1) 今後の SSAF 会議において、①ISSB 基準の国際的な適用可能性についての調査結果、  
②ベスト・プラクティス・プロジェクトの調査結果を発表することができる。

## VII. ISSB と IASB のコネクティビティ

### 議題の概要

18. 本セッションでは、IASB 副議長 (Linda Mezon-Hutter 氏) と ISSB 副議長の Lloyd 氏から IASB と ISSB のコネクティビティに関する最新情報が提供され、SSAF メンバーによる質疑応答が行われた。

### SSAF 会議での議論の概要

19. 参加者からの主な発言は次のとおりである。

- (1) コネクティビティについては、誰が何を実施し、誰が責任を有するかについて明確にすることが重要だと考える。日本では、SSBJ が昨年の 7 月に設立された。IFRS 財団が ISSB と IASB という姉妹組織を設立したように、我々の法域でも同じように 2 つの委員会を設立している。2 名の常勤委員が双方の委員会の委員を兼ねることで、委員会間の議論に一貫性を持たせている。また、各委員会の責任を明確にするために、ASBJ が財務諸表の記載項目に責任を持ち、財務諸表以外のものは SSBJ の責任とすることにしている。また、IFRS サステナビリティ開示基準は会計基準に依存しないと理解している。IFRS 会計基準以外の会計基準を適用している我々のような法域から見れば、ISSB が IASB の基準の概念を参照すればするほど、サステナビリティに関して国際的な整合性を担保しようとする際に、調整を行うことが難しくなると考える。(SSBJ)

- (2) ((1)の発言に関して) ISSB の基準に基づく開示が財務諸表の注記等でなされる可能性はあるものの、財務諸表で開示される内容は IASB が決定するものであり、ISSB が決定するものではないとの理解である。これは、SSBJ の考え方と整合的なものだと理解している。(ISSB Lloyd 副議長)
- (3) ESG 関連の情報は、長期的価値に関連性のある情報であり、コネクティビティは、IASB と ISSB を 1 つにし、1 つの統合された報告システムを構築するという見方もある。一方、会計情報は、将来予測情報ではなく過去情報に基づくものであり、ESG 関連の情報は規制当局が担当するものであるという考え方を聞いたことがある。
- (4) ((3)の発言に関して) 報告のランドスケープにおいて、財務諸表が基礎を構成するという見方であれば、それ以外の報告（サステナビリティ関連財務開示及びその他の企業報告）が財務諸表に影響を与える、その境界を不明瞭にするという見方もある。コネクティビティの概念については、さらに明確な説明が必要だと考えるものの、財務諸表の境界が不明瞭にならないように留意すべきだと考える。
- (5) ((3)の発言に関して) ISSB の基準の開発によって、IASB の基準が変更されるわけではないものの、IASB の基準と ISSB の基準のコネクティビティによって、結びつき（linkage）及びナッジ（nudge）がもたらされると理解している。すなわち、財務諸表とサステナビリティ関連財務開示の結びつき（linkage）についての開示を求めることで、それらの関連性について利用者の理解が深まり、また、要求事項を変更しなくとも、ナッジ効果により、より有用な情報が開示されることもあると考えられる。(ISSB Lloyd 副議長)
- (6) ((3)の発言に関して) IASB の「財務諸表における気候関連リスク」についてのプロジェクトでは、気候関連リスクで重要性があるものがあれば、すでに財務諸表で開示されているべきだという考え方を前提としている。本プロジェクトは、狭い範囲の維持管理プロジェクトであり、基準を設定することを目的としてはいないものの、気候関連リスクに対する考え方についての教育的効果がもたらされると考える。(IASB Mezon-Hutter 副議長)
- (7) 投資期間が長期になるほど、負の外部性は大きくなると考えられる。投資家の多くが、財務報告とサステナビリティ報告を同時に考慮することが必要になってきているという観点からも、IASB と ISSB のコネクティビティを求められるものだと理解している。(ISSB ボード・メンバー)

- (8) 財務諸表における気候関連リスクの反映及び記述的報告における開示が充分になされていないことは、長期的課題であったと理解している。今後、IASB が実施するプロジェクト及び IASB と ISSB の共同作業によって、この長期的課題が解決されることが望ましいと考える。
- (9) サステナビリティ報告は財務諸表が終了した時点で開始し、これら 2 つの報告が重複すべきではないと考える。また、財務諸表の境界が不明瞭になるということは、サステナビリティ報告の境界も不明瞭になるという意味だと理解している。IASB の概念フレームワークの限界を考慮した上で、サステナビリティ報告の概念フレームワークの開発を検討することが望ましいと考える。
- (10) 統合報告は、報告を 1 つにするため、利用者にとってより利用可能性が高いと考えられる。非財務指標である ESG 関連指標が財務指標にどう関連するかを考慮し、重複は回避されるべきだと考える。
- (11) 財務諸表とサステナビリティ関連財務開示の保証提供者が異なると、コネクティビティを達成することが難しい場合があると考えられる。この点について、国際監査・保証基準審議会（IAASB）と議論したことはあるか。
- (12) ((11)の発言に関して) IAASB とは、さまざまな議論を行っている。（ISSB Lloyd 副議長）
- (13) 我々の法域の利害関係者は、コネクティビティをコンプライアンスの観点からの概念だと理解していた。
- (14) ((13)の発言に関して) 英語以外の言語を第一言語とする地域において、現地の言語で、コネクティビティについての意味を適切に説明する必要があると考えられる。（ISSB Hua 副議長）

以 上